

自治会のしおり



丸亀市連合自治会・丸亀市

令和 7 年発行

目 次

ページ

1. 自治会とは、どういうものですか？	1
2. 自治会への補助はありますか？	2 ～ 5
3. 連合自治会はどんな組織ですか？	6
4. 市内連合自治会組織図	7
5. 市役所への届出	7 ～ 8
6. 自治会と関係する助成事業	8 ～ 9
7. 認可地縁団体とはどんな自治会ですか？	10 ～ 11
8. 地区連合自治会一覧表およびコミュニティセンター位置図・	12 ～ 13
9. 自主防災組織とはどんな組織ですか？	14 ～ 15
10. 自治会に係る市の業務	16 ～ 19
11. 自治会防犯灯の設置と補助	20

届出様式

・自治会設立届（様式第1号、様式第2号）	22 ～ 23
・自治会規約（会則）ひな形	24 ～ 25
・自治会異動届（様式第3号）	26
・自治会等防犯灯の電気料金の取扱いに関する依頼書	27

1.自治会とは、どういうものですか？

自治会は、安全・安心・快適に暮らすために、隣近所に住む人たちで自主的に運営されている、最も身近な自治組織です。ご近所のふれあいや交流だけでなく、自分たちの地域を住みやすい環境にするため、互いに協力し合いながら、地域内の清掃や防犯、防災活動など様々な活動に取り組んでいます。

近年、地域で暮らすための物的条件の整備が進み、また、自治会に加入していなくても行政サービスが受けられることや、個人の生活様式が多様化していることから、地域に関わることを避ける方が増えています。

しかし、災害など「何か困ったこと」が起きた時には、行政サービスが行き渡るまでに時間を要するため、その間、ご近所の方と協力し、乗り越えていただく必要があります。

そのためには、日頃から顔の見える地域の関係づくり、助け合える環境づくりが大切です。

自治会は、地域の実情により、規模も活動内容もさまざまですが、『自分たちの住んでいるまちを、自分たちの力で安全・安心な住みやすいまちにしよう！』という思いを活動の基礎としています。



地 域 の 主 人 公 は
あ な た で す ！
ご近所で協力しあって
住みやすい環境を作りましょう！

2.自治会への補助はありますか？

地域づくり課では、自治会に対して、次のとおり補助を行っています。全て、事業を実施する前に申請書の提出が必要です。

自治会設立補助金

新規で自治会を設立した後、市へ自治会の登録、申請をしていただくことで交付のできる補助金で、地区連合自治会を通して配布しています。（4月1日に設立された自治会には、設立補助金の代わりに育成費補助金が交付されます。）

【交付基準】 自治会を設立した時の世帯数

【交 付 額】 50 世帯未満 5,000 円

100 世帯未満 10,000 円

100 世帯以上 15,000 円

【 備 考 】 既存の自治会から分離し、設立した自治会は対象外です。

また、4月1日に設立された自治会には、設立補助金の代わりに、育成費補助金が交付されます。

自治会育成費補助金

既存の自治会に対し、毎年4月1日時点の加入世帯数を基に、各地区連合自治会経由で交付する補助金です。毎年6月～9月頃に交付しています。

【交付基準】 毎年4月1日時点の加入世帯数

【交 付 額】 $600 \text{ 円} \times \text{加入世帯数}$

【 備 考 】 世帯数が変更となった場合には、補助金額の算定のため、必ず届出をお願いします。

自治会集会場等整備事業補助金

既存の自治会の、集会場の建築費、改修費（エアコン等含む）、土地購入費、机・椅子の購入費用に対して交付する補助金です。事業を実施する年度の前年度に計画書の提出が必要です。

【交付基準】 事業実施年度の前年度 9 月末までに提出している計画書の額

【交 付 額】 事業総額の 30%以内（千円未満切捨て）

【備 考】 手続きの詳細については 5 ページを参照してください。

自治会活動応援補助金

自治会の結成を検討する個人や、既存の自治会を対象に、自治会加入推進、自治会運営の安定、自治会の絆づくり等の新たに取り組む自主的な活動のために交付する補助金です。

【交付基準】 自治会で新たに取り組む活動であるか。

【交 付 額】 1 年度につき上限 3 万円

【備 考】 自治会加入説明会、多世代交流事業（食事会や各種ワークショップなど）、地域の清掃活動、防災訓練等、さまざまな事業にお使いいただけます。

自治会長手当

自治会長に対し、毎年 4 月 1 日時点の加入世帯数を基に交付している手当です。自治会育成費補助金と併せて各地区連合自治会経由で配布しています。

【交付基準】 毎年 4 月 1 日時点（新設自治会は設立時点）の加入世帯数

【交 付 額】 10 世帯未満 5,000 円

50 世帯未満 7,000 円

100 世帯未満 10,000 円

300 世帯未満 12,000 円

300 世帯以上 14,000 円

自治会法人化促進補助金

法人化している自治会を対象に、法人格取得後 2 年以内に土地等を登記した場合の経費に対して交付する補助金です。

【交付基準】 法人格取得後 2 年以内に 1 回かつ補助対象経費が 10 万円以上

【交 付 額】 補助対象経費の 30%以内で上限 5 万円（千円未満切捨て）

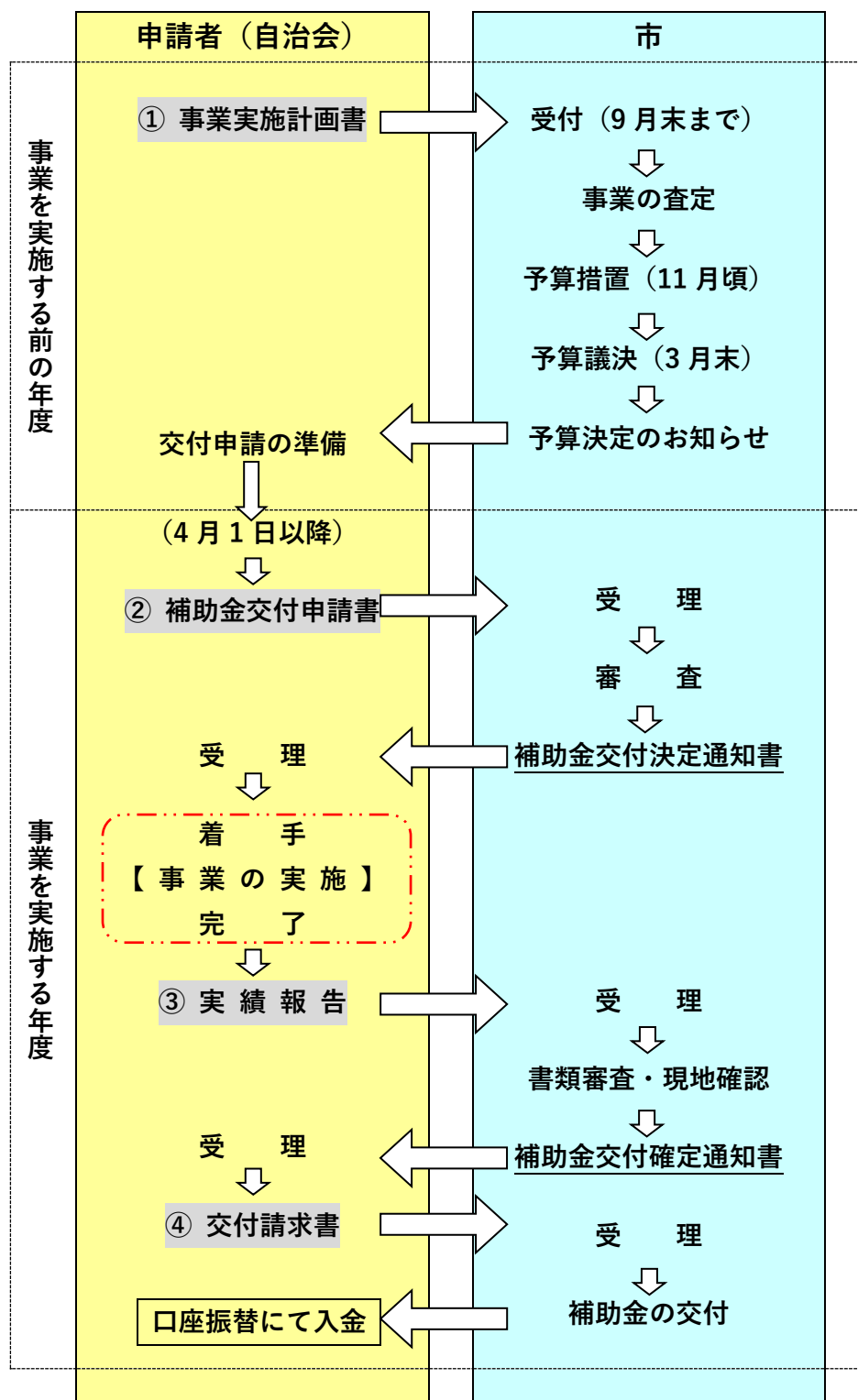
【 備 考 】 自治会の法人化が必須要件です。

さまざまな補助金をご用意しております。
詳細は地域づくり課へお問い合わせください。

☎ 2 4 - 8 8 5 3



自治会集会場等整備事業補助金 手続きの流れ



※ 事業を実施する前の年度に事業実施計画書の提出が必要です。

※ 補助金交付決定通知を受領してから事業に着手してください。

3.連合自治会はどんな組織ですか？

丸亀市には、現在 830 を超える単位自治会があり、それぞれの地区にはそれら単位自治会を取りまとめる組織として、地区連合自治会（城北、城西、城乾、城坤、城南、土器、飯野、川西、郡家、垂水、本島、広島、栗熊、岡田、富熊、飯山南、飯山北）があります。

さらに、地区連合自治会を取りまとめる組織として、丸亀市連合自治会があります。次ページに組織図を掲載しています。

【各地区連合自治会】

各地区の単位自治会会長やその他の役員から構成された組織です。

主な活動は、単位自治会同士の情報共有や相談受付、市と地区の間の意見調整等で、事務局は各地区のコミュニティセンター^{※1}にあります。

【丸亀市連合自治会】

各地区連合自治会の代議員で構成された組織です。

主な活動は次のとおりで、事務局は市役所にあります。

●理事会の開催（2 か月に 1 回程度）

市からの情報提供や意見交換を行う理事会を開催しています。

●丸亀市連合自治会総会の開催

毎年 1 回以上、総会を開催しています。

●自治会長研修会（参加は任意）

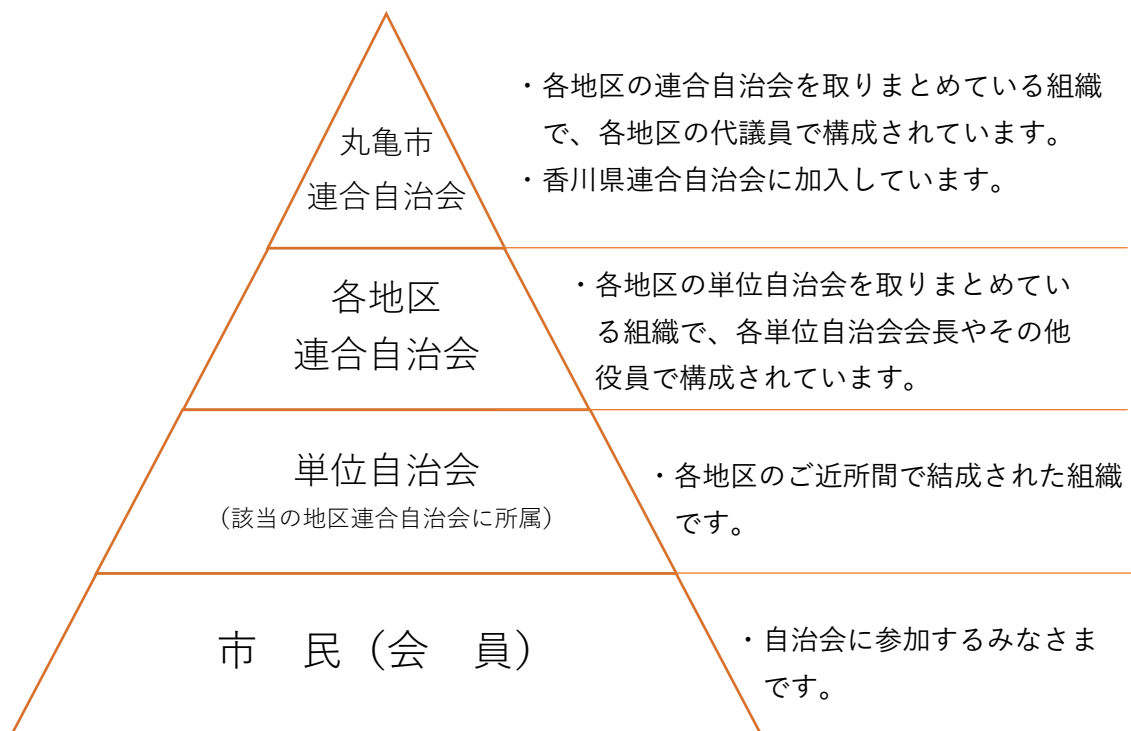
毎年 1 回 8 月頃に、単位自治会会長を対象として、地域づくりをテーマに講師を招き、研修会を開催しています。

●市長表彰への推薦

自治会活動を通じて地方自治の育成・発展に貢献し、特に功績が顕著な個人や自治会に対し、市長表彰への推薦を行っています。

※1 市内 17 地区の各コミュニティセンターの位置図及び連絡先は P12～13 のとおりです。

4.市内連合自治会組織図



5.市役所への届出

自治会活動の中には、市役所への届出が必要なものがあります。

①自治会異動届

既存の自治会での自治会長の改選や、会員数・班数に異動があった場合の届出です。届出の際には、P26の様式（様式3号）を各地区コミュニティセンターもしくは市役所へご提出ください。

なお、令和6年3月1日より、オンライン申請も可能となりました。オンライン申請をご希望の方は、以下のURLもしくはQRコードより届出をお願いします。

【URL・QRコード】

https://apply.e-tumo.jp/city-marugame-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5249



②自治会設立届

新たに自治会を設立した場合の届出です。届出の際には P22～25 の様式（様式第 1 号、様式第 2 号、自治会会則（規約））を市役所へご提出ください。この届出の際に自治会設立補助金の申請が可能となります。（既存の自治会から分離してできた自治会は対象外）

6.自治会と関係する助成事業

自治会に関係する助成事業は次のとおりです。

私道工事に対する助成		
担当課	助成の内容	助成金額
建設課 ☎24-8813	対象：自治会において行う私道の 舗装・排水施設・交通安全 施設工事	工事費の 10 分の 5 以内 （一部条件を満たした 場合は 10 分の 8 以内） 上限 50 万円
緑化推進活動にかかる物品の支給		
担当課	助成の内容	助成金額
緑のまちづくり 協議会 （都市計画課内） ☎24-8843	対象：5 名以上で構成されたコミ ュニティ、自治会、NPO 等 場所：市内都市計画課所管の都市 公園及び子どもの遊び場等	10 万円以内
地域美化活動に対するごみ袋の提供		
担当課	助成の内容	助成金額
生活環境課 ☎24-8809	対象：美化活動団体、自治会、事 業所、学校等へ無料配布 場所：所有者が個人以外の、公共 用地として活用している箇 所（道路・河川・公園等）	—

たばこのポイ捨てや犬のふん放置防止等の啓発看板交付		
担当課	助成の内容	助成金額
生活環境課 ☎24-8809	対象：個人、自治会等へ無料交付	—
清掃用具の貸出		
担当課	助成の内容	助成金額
クリーン課 ☎58-7453	対象：自治会等で実施する水路等の清掃活動に対する清掃用具の無料貸出	—
ふれあい・いきいきサロン事業		
担当課	助成の内容	助成金額
丸亀市 社会福祉協議会 ☎22-5700	対象：高齢者や障がい者（児）の寝たきりや閉じこもり防止のため、自治会等が立ち上げるサロン事業（おしゃべり、会食、レクリエーション等）への助成、レクリエーション資材無料貸出	対象者数に応じた金額

7.認可地縁団体とはどんな自治会ですか？

まず、地縁団体とは、地方自治法第 260 条の 2 第 1 項において、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、町内会・自治会等のような一定の区域に住所を有する人が誰でも構成員になれる組織のことを指します。

また、認可地縁団体とは地縁団体の中でも、市長の認可を受け、法人格を取得した団体のことで、市内には現在 70 を超える認可地縁団体があります。

従来、自治会等には法人格が認められておらず、自治会等の保有資産は会長や役員の連名で登記が行われてきました。

そのため、保有資産の所有権をめぐるトラブルの原因になることが多く、これを解消するため、平成 3 年 4 月に地方自治法が改正され、自治会等が法人格を得ることで、自治会等の名義で不動産の登記ができるようになりました。

さらに、令和 3 年の地方自治法改正により、不動産の保有の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために、法人格を得ることができるようになり、法人格を得るための要件が緩和されました。

認可の要件は次のとおりです。

【認可の要件】

- ①その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ②その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③その区域に住所を有するすべての個人が、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- ④規約を定めていること。

【認可申請に必要な書類】

①規約

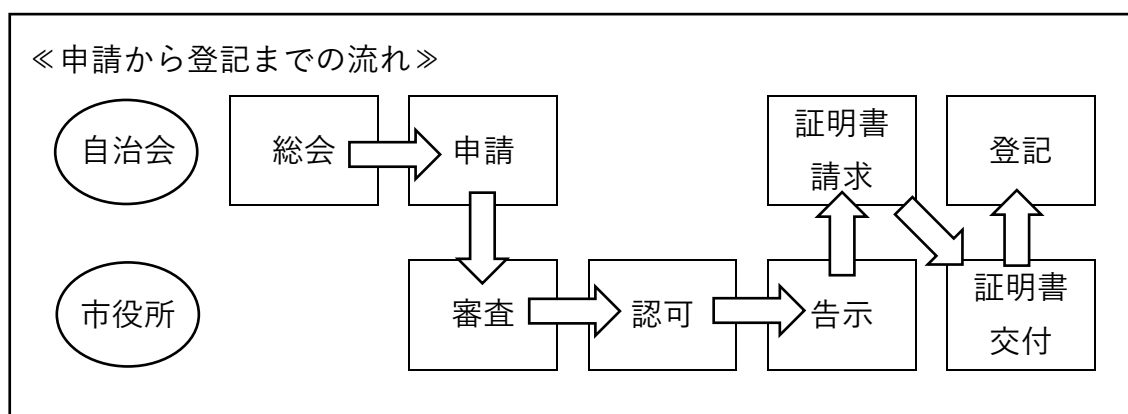
- ・目的 ・名称 ・区域 ・事務所の所在地
- ・構成員の資格に関する事項 ・代表者に関する事項
- ・会議に関する事項 ・資産に関する事項

②認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類（議事録の写し）

③構成員の名簿（会員世帯の家族全員の名簿）

④良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（総会の資料等）

⑤申請者が代表者であることを証する書類（市が備える所定の用紙）

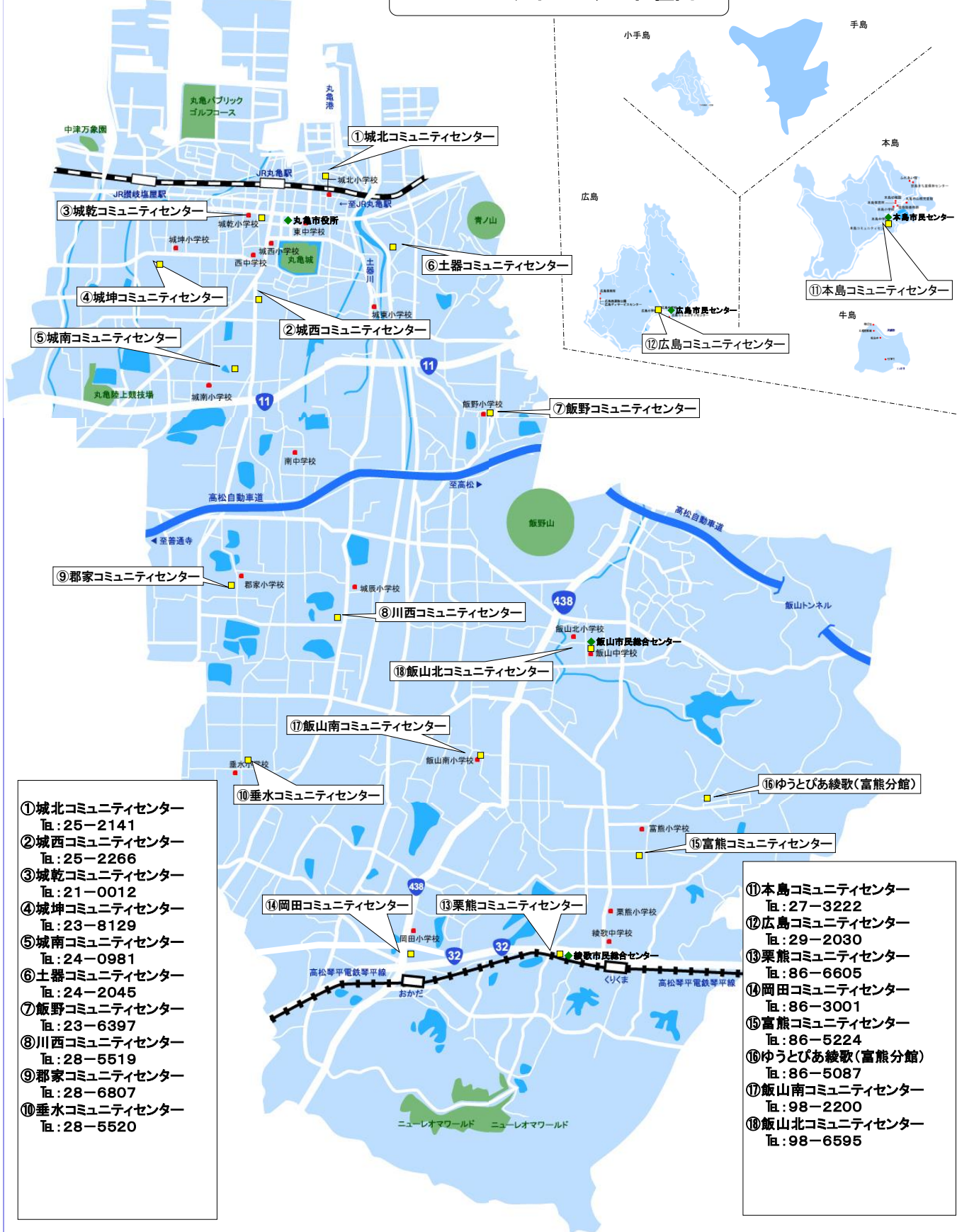


8.地区連合自治会一覧表およびコミュニティセンター位置図

地区連合 自治会名	行政区域名(※)
城 北	風袋町、瓦町、葭町、米屋町、松屋町、魚屋町、宗古町、富士見町一～五丁目、土居町一～三丁目、城東町一～三丁目、御供所町一～二丁目、北平山町一～二丁目、大手町一丁目
城 西	富屋町、浜町、本町、塩飽町、一番丁、六番丁、七番丁、八番丁、九番丁、十番丁、城南町、城西町一～二丁目、中府町一～五丁目、大手町二～三丁目
城 乾	西平山町、港町、通町、福島町、新町、南条町、西本町一～二丁目、幸町一～二丁目、新浜町一～二丁目
城 坤	今津町、津森町、金倉町、中津町、新田町、昭和町、蓬萊町、前塩屋町一～二丁目、塩屋町一～五丁目、天満町一～二丁目
城 南	田村町、山北町、柞原町、原田町、原田団地
土 器	土器町西一～八丁目、土器町東一～九丁目、土器町北一～二丁目
飯 野	飯野町東二、飯野町東分、飯野町西分
川 西	川西町北、川西町南
郡 家	郡家町、三条町
垂 水	垂水町
本 島	本島町笠島、本島町泊、本島町甲生、本島町小阪、本島町大浦、本島町福田、本島町尻浜、本島町生ノ浜、牛島
広 島	広島町立石、広島町江の浦、広島町釜の越、広島町甲路、広島町青木、広島町市井、広島町茂浦、広島町小手島、手島町
栗 熊	綾歌町栗熊東、綾歌町栗熊西
岡 田	綾歌町岡田上、綾歌町岡田下、綾歌町岡田東、綾歌町岡田西
富 熊	綾歌町富熊
飯山南	飯山町上法軍寺、飯山町下法軍寺、飯山町東小川
飯山北	飯山町西坂元、飯山町真時、飯山町川原、飯山町東坂元

※ 対象地域については、上記のとおり行政区域名で厳密に分類されているものでなく、行政区域のうちの一部が他の連合自治会に属している場合があります。

コミュニティセンター位置図



9.自主防災組織とはどんな組織ですか？

大地震による家屋の倒壊と火災の発生、大雨による水害の発生など、私たちの生活と生命を脅かす災害は、いつ、どこで発生するか分かりません。不意を襲う大きな災害に、防災機関は総力を挙げて防災活動を行いますが、全ての地域にすぐに対応することは困難です。

そこで、「自分たちのまちを、自分たちで守る」という理念のもと、丸亀市では小学校区を単位とした自主防災組織の結成に取り組んできました。地域が中心になって、自らの身を守るために自主的に活動する組織を「自主防災組織」と呼んでいます。

丸亀市自主防災組織		結成年月日
1	川西地区地域づくり推進協議会自主防災会	平成 14 年 2 月 1 日
2	明倫の里城北防災会	平成 14 年 4 月 8 日
3	ふれあい城坤自主防災会	平成 15 年 3 月 12 日
4	本島地区地域づくり推進協議会自主防災会	平成 16 年 7 月 26 日
5	城乾コミュニティ防災ネットワーク	平成 16 年 11 月 24 日
6	ふれ愛の町ひろしまをつくる会自主防災会	平成 16 年 12 月 7 日
7	城西地区自主防災会	平成 17 年 9 月 1 日
8	飯山北自主防災会	平成 19 年 5 月 11 日
9	住みたくなるまち土器自主防災会	平成 19 年 8 月 4 日
10	垂水やすらぎの会自主防災会	平成 20 年 2 月 17 日
11	飯山南自主防災会	平成 20 年 7 月 8 日
12	城南地区自主防災会	平成 20 年 12 月 1 日
13	栗熊地区自主防災会	平成 21 年 6 月 13 日
14	岡田地区自主防災会	平成 21 年 9 月 1 日
15	富熊地区自主防災会	平成 22 年 3 月 1 日
16	郡家校区自主防災会	平成 23 年 4 月 1 日
17	飯野町自主防災会	平成 23 年 4 月 1 日

◎丸亀市婦人防火クラブ◎婦人会が母体で結成されており、火災予防、各地区防災訓練等に協力、給食班を担当しています。

「防災メモ」



日頃から心がけ準備したい非常持ち出し品

○ 飲料水

- ・ 7 日分程度の水を用意する。（1 人 1 日 3 リットルが目安）

○ 食料品

- ・ 缶詰、インスタント食品など 7 日分用意する。赤ちゃんのいる家庭はミルクも忘れずに！！

○ 貴重品など

- ・ 現金、預貯金通帳、印鑑、健康保険証、運転免許証など

○ 衣類

- ・ 下着類 1 ～ 2 枚（ビニールに包む）、毛布など

○ 救急医薬品

- ・ 処方薬、消毒液、傷薬、目薬、胃腸薬、かぜ薬など

○ 衛生用品

- ・ タオル、ティッシュ（トイレット）ペーパー、歯磨きセット、石けん、包帯、絆創膏、生理用品など

○ 懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話、充電器

○ その他

- ・ ラップ、ろうそく、マッチ、タオル、ビニールの敷物、手袋、10 円硬貨（公衆電話用）、連絡先リスト、簡易カイロ（冬場）など

※ 以上の非常持ち出し品を入れるリュックサックやショルダーバッグ、ふろしきなどを準備してください。

10.自治会に関する市の業務

丸亀市では、心豊かで快適な生活ができるまちづくりを目指し、各課でさまざまな業務を行っています。その中から、特に自治会と関わりの深いものを中心にご紹介します。

	担当課	業務内容
環境・交通関係	生活環境課 ☎24-8809	・屋外一斉清掃に関すること ・ポイ捨て、犬のふん害の防止に関すること ・公害防止に関すること ・狂犬病の予防注射に関すること ・犬、猫不妊去勢手術費の助成に関すること ・市営墓地に関すること ・市民からの相談や意見の受付に関すること ・消費者啓発、消費生活に関すること ・交通、防犯に関すること ・交通安全教育、啓発に関すること
	クリーン課 ☎58-7453	・屋外一斉清掃に関すること ・浄化槽の維持管理に関すること ・し尿の収集に関すること ・ごみの収集に関すること ・ごみの不法投棄に関すること ・資源ごみの収集に関すること ・資源リサイクル推進員、ごみ減量等推進員に関すること ・資源リサイクル還元金に関すること ・一般廃棄物収集に関すること ・犬、猫の死体処理に関すること ・粗大ごみの収集申し込みに関すること
	クリントピア丸亀 ☎56-1144	・臨時ごみの直接搬入処理（有料）

	担当課	業務内容
建設関係	建設課 ☎24-8813	・道路の整備、維持管理に関すること ・防犯灯や街路灯の設置、維持管理に関すること ・河川、砂防、港湾、漁港の整備、維持管理に関すること
	都市計画課 ☎24-8812	・公園や緑地の整備、管理、緑化推進に関すること ・建築行為、開発行為の事前協議に関すること ・市営駐車場、駐輪場の管理に関すること
	建築住宅課 ☎24-8814	・市営住宅の建設計画、維持管理に関すること ・市営住宅の入居、退去事務に関すること ・空き家対策、民間住宅等の耐震化に関すること
	下水道課 ☎24-8850	・合併処理浄化槽の助成に関すること ・公共下水道の維持管理に関すること ・水洗化の普及、排水設備の設置に関すること
	水道お客さまセンター ☎98-1107	・給水中止、開始、水道料金に関すること
	農林水産課 ☎24-8837	・水路の維持、補修に関すること ・農道の舗装、維持管理に関すること ・地籍調査に関すること
保険・福祉・健康	市民課 ☎24-8945	・国民年金の加入、保険料の免除申請、請求や各種届けに関すること
	子育て支援課 ☎24-8808	・児童手当、児童扶養手当の支給に関すること ・こども医療、乳幼児医療、ひとり親家庭等の医療の給付に関すること
	保険課 ☎24-8842	・国民健康保険被保険者証の更新に関すること ・国民健康保険資格の取得、喪失に関すること ・出産育児一時金、葬祭費の支給に関すること ・療養費、高額療養費の支給に関すること、入院時食事代の減額申請、認定証の交付に関すること ・後期高齢者医療に関すること ・人間ドック費用の一部助成に関すること

	担当課	業務内容
保 険 ・ 福 祉 ・ 健 康	福祉課 ☎24-8805	・ 障がい者（児）の福祉、医療に関すること
	福祉課 ☎24-8848	・ 生活保護に関すること
	福祉課 ☎24-8873	・ 民生委員・児童委員に関すること
	高齢者支援課 ☎24-8831	・ 高齢者福祉に関すること ・ 養護老人ホームの入所に関すること ・ 老人クラブ、高齢者の生きがい対策に関すること
	高齢者支援課 ☎24-8807	・ 介護保険に関すること
	地域包括支援 センター ☎24-8933	・ 介護予防事業に関すること
	健康課 ☎24-8806	・ 国民健康保険の特定健診、後期高齢者健診、肝炎ウ イルス検診、がん検診、歯周病検診に関すること ・ 乳幼児健診、新生児訪問、妊産婦健診、両親学級等 母子の健康や育児に関する相談、健康教室に関する こと ・ 献血の推進に関すること ・ 予防接種に関すること ・ 母子健康手帳の発行に関すること ・ 生活習慣病予防のための健康教育、健康相談に関す ること
教 育 関 係	幼保運営課 ☎35-8892	・ 保育所入所、幼稚園・認定こども園入園に関すること
	学校教育課 ☎24-8821	・ 児童、生徒の就学、転入学に関すること ・ 学校教育に関すること ・ PTA の活動支援に関すること
	教育部総務課 ☎24-8820	・ 放課後留守家庭児童会に関すること ・ 放課後子ども教室に関すること

	担当課	業務内容
教育関係	まなび文化課 ☎35-7628	・生涯学習に関すること ・子ども会、社会教育団体の育成活動支援に関すること ・二十歳の成人式に関すること
	スポーツ推進課 ☎24-1392	・スポーツの推進に関すること
	人権課 ☎24-8811	・人権教育、啓発、人権相談に関すること
その他	秘書課 ☎24-8800	・叙勲、褒章、知事表彰などに関すること
	広報戦略室 ☎24-8801	・広報まるがめに関すること ・出前講座に関すること
	市民課 ☎24-8810	・戸籍、住民異動届、印鑑登録、マイナンバーカードの申請に関すること ・葬祭、埋火葬許可に関すること
	都市計画課 ☎24-8812	・コミュニティバスに関すること
	社会福祉協議会 ☎22-4976	・無料法律相談に関すること
	地域づくり課 ☎24-8853	・自治会活動に関すること ・コミュニティ活動に関すること ・離島振興に関すること ・協働に関すること
	危機管理課 ☎25-4006	・防火指導、訓練に関すること ・自主防災組織の活動に関すること（防災訓練、初期消火訓練等）

11.自治会防犯灯の設置と補助

防犯灯は、夜間の犯罪や事故を未然に防止し、明るく住みよいまちづくりのために大きな役割を果たしています。

丸亀市では、自治会防犯灯の電気料金を市が負担する制度を設け、自治会の負担を軽減することで、自治会への加入・組織化を促進しています。

防犯灯を新設した場合には、依頼書（別紙 P27）を建設課へご提出いただくことで、電気料金を市が負担します。

既設の防犯灯で、自治会が電気料金の支払いをしているものがある場合には、領収書等を添付のうえ、依頼書を地域づくり課へご提出いただくことで、電気料金を市が負担します。

防犯灯の届出方法・費用負担		
防犯灯を新設、取替	①防犯灯設置を希望する場所を決めてください。 ②市の申請書（建設課、綾歌・飯山市民総合センターにあります）により、申請してください。 このとき、設置予定場所付近の地権者の同意が必要です。	
防犯灯の修繕、管球の取替	防犯灯番号、電柱番号を建設課または、綾歌・飯山市民総合センターまでお知らせください。	
防犯灯の費用負担	地元で負担していたもの	借地費用などの地域の状況による費用など
	市で負担するもの	電気料金、新設、取替、修繕、管球交換費用



届出様式

(丸亀市ホームページからもダウンロードできます。)

様式第1号（第4条関係）

受付 年 月 日

自治会設立届

年 月 日

丸亀市長 宛

住 所
自治会名
代 表 者

次のとおり自治会を設立したので届出ます。

記

- 1 自治会の名称 _____
- 2 事務所の所在地 _____
- 3 世帯数及び班数 _____ 世帯 _____ 班
- 4 設立年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 5 役 員

役 名	氏 名	住 所	電話番号
会 長			
副会長			
会 計			
監 事			

- 6 添 付 書 類 (1) 自治会規約 (2) 自治会区域図

様式第 2 号（第 4 条関係）

会 員 名 簿

（ ） 自 治 会

No.	氏 名	世 帯 人 数	住 所	備 考

自治会規約（会則）ひな形

〇 〇 〇 自 治 会 規 約

第1条 本会は〇〇〇自治会と称し、事務所を会長宅におく。

（〇〇〇におく。）

第2条 本会の地域は〇〇町（〇〇団地等）一円（のうち〇〇の区域）とし、必要に応じて、班をおく。

第3条 本会は会員相互の親睦と、福祉の増進に努めることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的のために、その区域内において、次の事業を行うことができる。

- （1） 広報および広聴に関すること。
- （2） 環境保全に関すること。
- （3） 衛生改善に関すること。
- （4） 交通安全に関すること。
- （5） 防犯、防火に関すること。
- （6） 自主防災組織に関すること。
- （7） 教養の向上、レクリエーションの充実にに関すること。
- （8） 子ども会等の活動に関すること。
- （9） 市から委嘱を受けた事項に関すること。
- （10） その他、地域内の生活向上に関すること。

第5条 本会に次の部をおき、事業を分担する。

総務部、広報部、保健厚生部、子ども部、〇〇部

第6条 本会に次の役員をおく。

- （1） 会 長 1 名
- （2） 副会長 〇名
- （3） 部 長 〇名
- （4） 会 計 1 名
- （5） 監 事 〇名
- （6） 班 長 〇名

- 2 会長は会務を処理し、本会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。
- 4 部長は部の事務を処理し、部を代表する。
- 5 会計は会計事務を処理する。
- 6 監事は会計事務を監査する。

第7条 本会の各班に班長をおく。

- 2 班長は、会長と緊密な連絡のもとに、班の事務を処理し、班を代表する。
- 3 班長は、班の会員が選任する。

第8条 役員は総会において選任する。

- 2 役員の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。
- 3 補欠のために就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 総会は毎年1回以上開催する。ただし役員会において必要と認めるときは臨時総会を開催する。

- 2 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算の認定
- (2) 事業計画の認定および事業報告
- (3) 役員の選任
- (4) 会則の変更

第10条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 役員会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 総会に付議する事項の案件に関すること。
- (2) 本会の運営に関すること。
- (3) その他、会長が必要と認めた事項

第11条 本会の経費は、会費および補助金等の収入をもってあてる。

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この規約は 年 月 日から実施する。

様式第3号（第7条関係）

受付 年 月 日

自治会異動届

年 月 日

丸亀市長 宛

住 所

自治会名

代 表 者

次のとおり異動があったので届出ます。

1. 会長の改選（改選日： 年 月 日）

ふりがな 氏 名	住 所	電話番号

2. 会員の異動（異動日： 年 月 日）

異動前の世帯数	異動後の世帯数
世 帯	世 帯

（異動理由）

入会理由	☐ 転 入 ____世帯 ☐ 新 築 ____世帯 ☐ その他 ____世帯（具体的に _____）
退会理由	☐ 転 出 ____世帯 ☐ 死 亡 ____世帯 ☐ その他 ____世帯（具体的に _____）

3. 班数の異動（異動日： 年 月 日）

異動前の班数	異動後の班数
班	班

届出情報は、以下の目的に限り使用します。

（1）丸亀市と自治会との円滑な連絡調整

（2）地区コミュニティが、まちづくり活動のために保有する自治会長名簿の更新
 （貴会が属するコミュニティに届出情報を提供します。）

※「1. 会長の改選」欄は、必ず新会長に上記内容を確認いただいたうえでご記載ください。

自治会等防犯灯の電気料金の取扱いに関する依頼書

丸亀市長 宛

住 所
自治会等名
代 表 者

次の自治会等防犯灯の電気料金について、市で支払うよう依頼します。

契約名義													
設置場所		別紙 位置図のとおり											
お 客 さ ま 番 号	1												
	2												
	3												
	4												
	5												
	6												
	7												
	8												

同意書

電気料金の支払いを依頼するにあたり、下記事項に同意します。

(同意事項)

この制度は、自治会等が負担する防犯灯の電気料金を市が負担することで、自治会等の金銭的負担を軽減し、自治会への加入、組織化等を促進することを目的とするものです。

自治会等が解散した場合は、下記の取扱いとします。

- 市は電気料金の負担を取り止めます。
- 自治会等解散後、引き続き防犯灯が必要な場合は、「自治会等防犯灯契約名義指定届出書」を提出し、契約名義人において電気料金を負担していただきます。

自治会等代表者

※自治会以外の名義で電力会社と契約している場合のみ記入

- ☐ 上記の自治会が電気料金を負担している防犯灯に相違ありません。
- ☐ 上記の連合自治会は市に届出のある自治会により構成された団体に相違ありません。

_____地区連合自治会
会長

(メモ欄)

A large rectangular area defined by a dashed line, intended for handwritten notes. The box is empty and occupies most of the page below the header.